

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p><u>2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 条例第5条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する<u>措置</u>とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>デジタル統括本部長</u>が定める。</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> 条例第5条第4項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する<u>事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録することとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>行財政局長</u>が定める。</p>